

グッドイヤー反贈収賄指針  
2017年5月8日

# 反贈収賄指針

## はじめに

グッドイヤーは、正直さ、誠実さ、尊重に対する世界的な取り組みの一環として、たとえ社会的に、そして文化的に慣行として受け入れられている国であっても、不適切な支払い又は何らかの利益の供与又は受領によりビジネス上の優位性を得ることを望まない。米国の海外腐敗行為防止法（the United States Foreign Corrupt Practices Act、以下「FCPA」という）、OECDによる国際商取引における外国公務員贈収賄防止条約（the OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transaction）、英国の贈収賄防止法（the UK Bribery Act）及び国連腐敗防止条約（the United Nations Convention Against Corruption）、その他世界中の多くの腐敗防止法が、世界規模の贈収賄に対する懸念を明確に示している。

グッドイヤー反贈収賄指針（以下「指針」という）は、グッドイヤー従業員が、世界各国のあらゆる人へ、又はあらゆる人から、ビジネスの獲得・維持又は不適切な優位性の確保のため、直接的又は間接的に、何らかの支払い又は利益の供与の申し出、供与、供与の約束、供与の承認、受領若しくは受領の承諾をしてはならない、というものである。グッドイヤーは、不適切又は違法な支払い、賄賂、贈答、リベート、キックバック、その他これらに準じる誘引の提供によってのみ獲得できる一切のビジネスの機会を放棄する。

## 定義

本指針の目的のため、以下の定義が適用される。

「**非米国公務員**」とは、(a) 米国以外の政府、米国以外の公立病院又は公的国際機関（国連、世界銀行、EU委員会等）のあらゆる高官、職員又は代理人（軍隊及び警察の構成員が含まれる）、(b) 米国以外の政党の役員又は米国以外の政治任用職の候補者、又は (c) 米国以外の国有企業の従業員又は代理人を指す。

「**国有企業**」とは、(a) 米国以外の国、州、地域圏、地方の政府又は政府機関（あるいは、政府又は政府機関の集合体）によって30%以上の所有権が直接的又は間接的に保有されている会社、パートナーシップ又はその他の法人、或いは、(b) 取締役会又は類似の機関の過半数、或いは当該企業の最高経営責任者、マネージング・ジェネラル・パートナー又は他の同様の役員の任命権のために米国以外の国、州、地域圏、地方の政府によって支配されている会社、パートナーシップ又はその他の法人を指す。グッドイヤーの指針の下で特定の事業体が「国有企業」であるかどうかについて疑義がある場合は、居住国／集団（クラスター）／地域／業務又は事業部（BU）のグッドイヤーの弁護士、又はコンプライアンス・倫理部門まで連絡されたい。

「不適切な支払い」又は「価値のあるもの」には、以下のいずれかであって、当該支払い又は価値のあるものの一部であっても、ビジネスを獲得し若しくは維持し、又はグッドイヤーに何らかの不適切な優位性を確保するために、非米国公務員その他の者に供与されることが認識されているもの若しくはそれが合理的に疑われるものが含まれる。

- 現金又は現金同等物（ギフトカード又は商品券のようなもの）
- 贈答品その他有形の物品
- 手数料
- リベートや特別な割引
- キックバック
- コンサルティング、又はその他のサービスの報酬
- 特別の割引
- 一定の接待
- 旅行代金
- 円滑化のための支払い
- 雇用又はインターンシップ
- 慈善事業への寄付

「第三者」とは、グッドイヤー又はグッドイヤーの従業員でない事業体又は個人を指す。

「対象第三者」とは、グッドイヤー反贈収賄デュー・デリジェンスのプロセスを経なければならぬ第三者を指す。[対象第三者](#)の最新リストは、GOで閲覧可能である。

「代理人」とは、他者との関係で、グッドイヤーを代理して行動する明示的な（口頭又は書面による）又は暗黙の権限を有する第三者を指す。独立した販売代理店、手数料方式による代理店、販売コンサルタント、セールスマン、販売ブローカー、仲介人、通関代理店、通関業者、貨物運送業者、決済代理店などが一般に代理人に該当する。

「販売業者」とは、グッドイヤーと正式な販売店契約が存在するかどうかにかかわらず、また、第三者がグッドイヤーによって販売業者として正式に指定されているかどうかにかかわらず、グッドイヤーから製品又はサービスを自らの勘定で購入し、小売業者、ディーラー、他の販売業者又は他の個人以外の顧客（商用車両団、地方公共交通機関等）に再販する第三者を指す。特定の第三者に反贈収賄デュー・デリジェンスが必要かどうかを判断する目的上、卸売業の拠点と小売業の拠点の両方を持つ事業者は、小売業がその事業の90%以上を占めない限り、「販売業者」とみなす。

本指針及び運用ガイドで使用される残りの用語は、本指針に別紙Aとして添付されている反贈収賄コンプライアンス用の用語集にて定義されている。

## グッドイヤーの指針

全てのグッドイヤー従業員は、ここに定められているグッドイヤーの指針及び適用される全ての贈収賄防止法（FCPA及び英国の贈収賄防止法並びに従業員の地元を管轄区域として適用されるあらゆる増収賄防止法を含む。）を理解し、遵守しなければならない。地方及び国別の贈収賄防止法に関する質問は、居住国／集団（クラスター）／地域／業務又はBUのグッドイヤー弁護士、又はコンプライアンス・倫理部門にすることができる。

米国法上、FCPAは、金銭又は価値のあるものの全部又は一部が非米国公務員に対して、事業の獲得又は維持、或いは不適切な優位性を確保する目的で、直接的又は間接的に、提供の申し出、贈与、又はその約束がなされることを知りながら、誰に対してであれ、金銭又は価値のあるものを提供する申し出ること、支払うこと、支払う約束をすること、又は支払いを許可することを犯罪としている。また、FCPAでは、米国の証券取引所で取引されているグッドイヤーのような企業に対し、財務報告に関する十分な内部統制を維持するよう求めている。同様に、FCPAは、個人や企業がグッドイヤーのような上場企業の帳簿や記録を故意に改ざんすることを禁じている。

FCPAの禁止規定は、米国の企業並びにその取締役、役員、従業員及び代理人並びに米国市民、米国籍を有する者、又は居住者である個人に適用され、また、多くの場合、米国企業の海外子会社に適用される。グッドイヤーの指針は、全世界のグッドイヤーの全ての事業及び従業員に適用される。

英国の贈収賄防止法には、非米国公務員の贈収賄に関し、同様の禁止規定が含まれている。これらの禁止規定に加えて、英国の贈収賄防止法は、商業的賄賂の提供の申し出と授受を禁じている。商業的賄賂とは、必ずしも政府職員が関与するわけではない贈収賄の一形態である。グッドイヤーの指針は、英国の贈収賄防止法と同様に、商業的贈収賄を含むあらゆる形態の贈収賄を禁止している。

## 第三者

本指針で禁止されている支払いは、従業員が直接行うのではなく、第三者が行った場合、又は第三者を通じて行われた場合にも同様に不適切である。したがって、代理人、販売業者、及びその他の第三者も、誰からでも、又は誰に対してでも、世界中のどこであろうと、グッドイヤーのためにビジネスを獲得・維持するため、又は不適切な優位性を確保するために、一切の不適切な支払い又は価値のあるものの提供の申し出、支払い、支払いの約束、支払いの承認、受領又は承諾を行うことが禁じられている。

グッドイヤー従業員は、グッドイヤーを代表して行動する際に、第三者が、本指針、FCPA、及びその地域の法律を確実に遵守させることを求められている。従業員は、第三者の選定及び維持に関して、グッドイヤーの[国際的反贈賄法令遵守運用ガイド \(International Anti-bribery Compliance Operational Guide\)](#)（「運用ガイド」）を遵守しなければならない

い。対象となる全ての第三者はグッドイヤーとの取引を行う前にグッドイヤー反贈収賄デュー・デリジェンスのプロセスを経る必要がある。このプロセスの詳細については、運営ガイドに記載されている。

## 円滑化のための支払い

「円滑化のための支払い」とは、企業がその地域の法律に基づき既に権利が与えられている一定の日常的で非裁量的な政府行為の履行を確保する目的で、低位の非米国公務員に対してなされる少額の支払いである（例えば、ビザのような政府書類の適正な処理、貨物の積み下ろし、警察の保護の提供、郵便の収集又は配達等）。

FCPAには「円滑化又は迅速化のための支払い」についてごくわずかな適用除外が含まれているが、英国の贈収賄法及び多くの国の現地法では、円滑化のための支払いは認められていない。本グッドイヤーの指針は、円滑化のための支払いを完全に禁止している。

## 脅迫又は恐喝

従業員に対する差し迫った暴力又は危害の現実の脅威のもとで行われた支払いは、FCPA又は英国の贈収賄防止法に違反しない。したがって、本グッドイヤーの指針は、従業員又は代表者の健康、自由又は安全を保護するために支払いが必要な場合に、暴力又は危害の現実の脅威の下で行われる支払いを禁止していない。そのような状況が発生した場合には、

- (i) 支払額は100米ドルを超えてはならない。
- (ii) グッドイヤー・タイヤ・アンド・ラバー・カンパニーの法務部長 (General Counsel) に対し、48時間以内に、支払いの事実を書面により開示しなければならない。
- (iii) 支払いがグッドイヤーの帳簿と記録帳に適切に記録されなければならない。

## 政治献金

FCPAは、非米国の政党又は政党役員、又は非米国の政治職の候補者に、ビジネスを獲得又は維持するために、或いは不適切な優位性を確保するために、金銭又は価値あるものを贈与することを禁じている。さらに、他の法律では、米国の連邦政府の役職、政党、政治的委員会の候補者への寄付を制限している。「献金」には、とりわけ、従業員の勤務時間を提供すること、又は会社の施設又は資源の使用を許諾することが含まれる。

グッドイヤーの指針では、米国又は非米国の政党、政党役員、政治的委員会、或いは米国又は非米国の州、地方、地域、或いはその他の政府の役職の候補者に当社の資金からの献

金を行うためには、事前に、法務部長の個別承認が必要である。法務部長の事前承認は、米国における一切の投票に係る問題を支援するための献金にも要求されている。

## 慈善寄付

従業員及び第三者は、当社のためになされた慈善寄付が正当な慈善事業に対してのみなされ、慈善目的のために使用され、他の方法により誤用されないことを確保しなければならない。慈善寄付を提供する場合は、以下の全ての基準を満たさなければならない。

- 慈善寄付は、適用される政府の指針又は適用される現地の法令のいずれとも抵触しない。
- 慈善寄付は直接的にも間接的にも賄賂や報酬ではなく、ビジネスを獲得又は維持したり、不適切な優位性を確保するために供与されるものではない。
- 慈善寄付は、適切な「慈善寄付金」総勘定元帳コード (General Ledger Code) を使用して、当社の会計帳簿類及び記録帳に、迅速に、完全に、かつ正確に記録される。GO上の[グローバル勘定科目表 \(Global Chart of Accounts\)](#) 及び世界的会計指針「[慈善寄付の会計処理](#)」(World wide Accounting Policy “Accounting for Charitable Contributions”) を参照のこと。

非米国公務員によって提案又は要求された慈善寄付は、事前に書面により法務副部長 (Associate General Counsel) によって承認されなければならない。承認文書は、その慈善寄付の記録の一部として保持しなければならない。

これらの要件は、慈善寄付の承認、会計処理、及び記録に関する会社及び事業部門の指針に追加されるものである。

## 買収及び合併事業

買収や合併事業に関する取引には、そのような取引に適した特定のデュー・デリジェンスと背景確認の手続が必要である。このような手続は、「買収又は合併事業に関するグッドイヤー反贈収賄デュー・デリジェンス手続」において概説されているが、法務部長又はいずれかの法務副部長から入手すべきである。買収や合併事業のデュー・デリジェンスと背景確認を完了するためには、多大な労力と時間を要する。そのため、早い段階で法務部が関与することが肝要である。

## 非米国公務員への贈答、旅行、食事、接待

### **贈答**

本グッドイヤーの指針は、以下の基準の全てが満たされている場合、非米国公務員に名目的な価値の贈答品（会社のロゴが付されていることが望ましい）を贈ることを禁じておらず、それが適切である場合もあり得る。

- グッドイヤーの法務副部長の事前承認が無ければ、贈答品の価格は100米ドルを超えてはならない。
- 贈答品が、現金又はギフトカードや商品券などの現金同等物でない。
- 贈答は、適用される政府の指針又は適用される現地の法令のいずれとも抵触しない。
- 贈答は、その状況の下で慣習となっており、グッドイヤー又は受取人のいずれも困惑させるものではない。
- 贈答品は、一般に認知された贈答が行われる休日やその他の特別な機会に関連して、又は販売促進の目的で提供されるものである。
- 贈答は賄賂や報酬ではなく、不適切な優位性を確保するために供与されるものではない。
- 贈答は、適切な「贈答」[総勘定元帳コード](#)を使用して、迅速に、完全に、かつ正確に当社の会計帳簿類及び記録帳に記録される。
- 贈答は、適切な経費報告書で報告され、グッドイヤーにより払戻しが可能である。

### **タイヤの贈答又は寄付**

非米国政府機関へのタイヤの贈答が、販売促進の価値を持っている場合や、他の理由により適切である場合がある。さらに、デモンストレーションやテストの目的で公用車に装着するため、非米国政府機関にタイヤを寄付すること（又はタイヤの特別な割引をすること）が適切であることがあり得る。そのようなタイヤの贈答や寄付は、全て、グッドイヤーの役員と法務副部長の承認を得なければならない。

タイヤ（及びタイヤの特別な割引）は、非米国公務員に対して、その私的な車両又はその家族の車両への使用のために供与してはならない。

### **旅行及び訪問団派遣**

本グッドイヤーの指針は、旅行の提供を禁じておらず、善意で、かつ腐敗した意図も特別扱いへの期待も一切なく供与されるのであれば、非米国公務員に対して旅行を提供することが適切である場合や法的に要求される場合があり得る。非米国公務員用旅行チェックリストの書式に記入し、提出して承認を得なければならない。この様式は、附属書Bとして本指針に添付されており、グッドイヤー・コントラクト・ソリューション（以下「GCS」）を通じて提出されなければならない。

非米国公務員への旅行の提供は、以下の基準の全てを満たさなければならない。

- 旅行は、*非米国公務員用旅行チェックリスト*の書式を用いて、BUの長又は選任された役員及び法務部長又は法務副部長から、書面による事前承認を得なければならない。
- 提供される旅行は、誠実かつ正当なビジネス上の目的（例えば、グッドイヤーが他国へタイヤを輸出する資格を得るための取り組みの一環として、ある国のグッドイヤーの工場で、製造・品質管理プロセスを検査すること）に直接関連するものでなければならない。
- 旅行の価値が合理的である（費用、旅行者数、頻度において）。
- グッドイヤーは、観光や娯楽旅行にかかる費用を支払ってはならない。
- グッドイヤーは、公務員の家族にかかる費用を支払ってはならない。
- 現金（日当等）は供与してはならない。
- 訪問団員は、（当社ではなく）政府機関によって選定される。
- 受領者を雇用している政府機関に、旅行を事前通知する書面を提出しなければならない。
- 旅行の受領者が非米国公務員であることを示す注記とともに、旅行の価額と目的を、当社の会計帳簿類と記録帳に迅速に、完全に、かつ正確に記録する。
- 提供した旅行は、適切な経費報告書によって報告され、グッドイヤーにより払戻しが可能である。

## 食事と接待

グッドイヤー反贈収賄指針は、食事や接待の提供を禁じておらず、善意で、かつ腐敗した意図も特別扱いへの期待も一切なく提供されるのであれば、非米国公務員に対して食事や接待を提供することが適切である場合があり得る。非米国公務員に食事や接待を提供する場合は、以下の基準を全て満たさなければならない。

- 提供される食事や接待は誠実かつ正当なビジネス上の目的に直接関係していなければならない。接待が提供される場合、その場所は、ビジネスに関する議論にふさわしい場所でなくてはならない。
- 食事と接待の価値は、合理的なものでなければならない（費用、参加者数、頻度の点で）。
- 食事又は接待は、適用される政府の指針、又は適用される現地の法令のいずれにも抵触しない。
- 食事又は接待は、その状況の下で慣習となっており、グッドイヤー又は受領者のいずれも困惑させるものではない。
- 食事又は接待は、賄賂や報酬ではなく、不適切な優位性を確保するために提供されるものではない。
- 当社の社員が同席しなければならない。



- 食事又は接待は、当社の会計帳簿類及び記録帳に、迅速に、完全に、かつ正確に記録する。
- 提供した食事と接待は、適切な経費報告書で報告され、グッドイヤーにより払戻しが可能である。

## 米国政府職員への贈答、旅行、食事、接待

### **米国政府職員への贈答**

米国連邦政府、州政府及び地方政府の職員は、自らが職務上関わる組織から贈答や心づけを受領することを制限する特別の法令の下にある。従業員は、贈答や心づけに関する全ての連邦、州及び地方の法令を認識し、遵守しなければならない。米国政府職員への食事、旅行、宿泊又は接待は、法務部による書面での事前承認を得なければならない。

### **上院及び下院の贈答及び旅行に関するルール**

グッドイヤーは、全ての適用法令をあらゆる面で遵守する方針であり、そこには、米国上院議員及び米国下院議員とそのスタッフへの贈答及びこれらの者による旅行の禁止と制限に関する米国上院現行ルール及び米国下院ルールが含まれる。連邦ロビイストを雇用している組織として、グッドイヤーは、贈答が贈答禁止の例外のいずれかに明白に合致しない限り、議会の議員又は職員に何らかの価値があるあらゆる贈答品を提供することを禁じられている。各ルールの下で「贈答」とは、あらゆる心づけ、便宜、割引、娯楽、接待、貸付け、猶予、又はその他の金銭的価値を有するものを意味し、サービス、訓練、運送、宿泊又は食事が、現物支給か、チケットの購入か、事前払いか、払戻しかにかかわらず含まれる。会社の方針として、全従業員は、ロビイストであるかどうかにかかわらず、議会の贈答に関する規則を遵守しなければならない。詳細については、「上院及び下院の贈答及び旅行のルール」に関するグッドイヤーの指針を参照のこと。

## 法令遵守

適用される法律上犯罪として起訴されておらず、又は犯罪として立証されていなかったとしても、あるいは支払いが特定の国で慣習となっていたとしても、この指針、FCPA、又はその他の贈収賄防止法に違反することは許容されない。この指針に違反した従業員は、解雇及び諸手当の剥奪を上限として、これらを含む懲戒処分の対象となる。この指針に違反した第三者は、グッドイヤーとのビジネス上の関係を直ちに解除される。

## 違反の報告

グッドイヤーの指針への違反を知った、又はその疑いを持った全ての従業員は、直ちにマネージャー又は自身の国／集団（クラスター）／地域／業務又は事業部（BU）を担当するグッドイヤーの弁護士、あるいはインテグリティ・ホットライン (<http://www.goodyear.ethicspoint.com>) に通知しなければならない。また、グッドイヤーの指針への違反の疑いについて報告を受けたマネージャーは、グッドイヤー・タイヤ・アンド・ラバー・カンパニーの法務部長に対し速やかに嫌疑を報告しなければならない。グッドイヤーの指針への違反を知った、又はその疑いを持ったあらゆる第三者（代理人、販売業者、請負業者、その他の第三者を含む。）は、直ちに、グッドイヤーの窓口担当者又はインテグリティ・ホットラインに連絡しなければならない。当社は、誰に対してであれ、誠実に違反の疑いを報告したことに対し、一切の形態の報復を行ったり、行おうとしたりすることを禁止している。報復の報告は全て調査され、報復したことが判明した者は、解雇及び諸手当の剥奪を上限として、これらを含む懲戒処分の対象となる。